

令和 7 年度 函南町水道事業審議会 次第（第 1 回）

日時 令和 7 年 8 月 6 日（水）14 時 00 分～

場所 函南町役場 4 階 特別会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 委員の紹介
- 4 会長及び副会長の選出
- 5 会長挨拶
- 6 諮問書の交付
- 7 町長挨拶
- 8 審議事項
上水道事業運営の検証及び水道料金について
- 9 その他
- 10 閉会

令和 7 年度 函南町水道事業審議会委員名簿

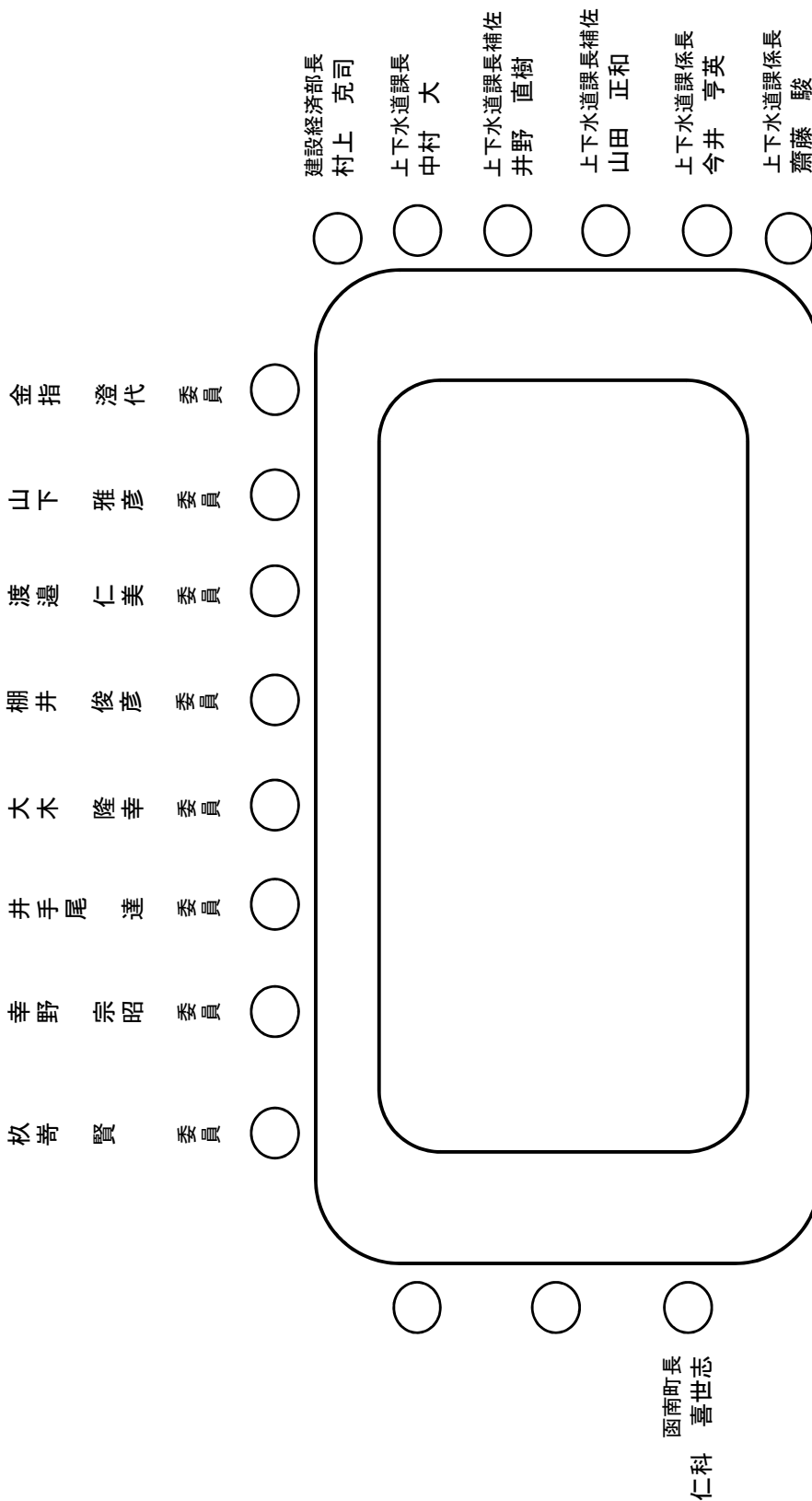
委員15名

(令和 7 年 8 月 6 日現在)

氏 名	役職履歴等
すずき はるのり 鈴木 晴範	議会(議長)
ひょうどう しんいち 兵藤 慎一	議会(総務建設委員長)
ひよし さとる 日吉 智	議会(文教厚生委員長)
にしな かずはる 仁科 和晴	水道利用者 函南町商工会会長
むろふし じゅんいち 室伏 淳一	水道利用者 平井区長
えんどう えつし 遠藤 悦司	水道利用者 上沢区長
ひよし あきひろ 日吉 章博	水道利用者 肥田区長
かなざし すみよ 金指 澄代	水道利用者 函南町PTA連絡協議会会長
やました まさひこ 山下 雅彦	水道利用者 公益社団法人函南町シルバー人材センター理事長
わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	水道利用者 かななみ女性の会会長
たない としひこ 棚井 俊彦	水道利用者 農業委員会会長
おおき たかゆき 大木 隆幸	水道事業学識経験者 元三島市水道料金担当
いでお すすむ 井手尾 達	水道事業学識経験者 元熱海市水道施設担当
こうの むねあき 幸野 宗昭	水道事業学識経験者 元函南町水道課職員
すぎざき まさる 杵寄 賢	水道事業学識経験者 元平井簡易水道役員

(敬称略)

令和7年度函南町水道審議会（第1回）席次表 【令和7年8月6日】



出入口

出入口

水道事業審議会について

函南町水道事業審議会条例

- (1) 函南町水道事業審議会とは（条例 第1条）
水道事業の管理運営に関し、町長の諮問する事項を調査審議するため、
函南町水道事業審議会を置く。
- (2) 函南町水道事業審議会の審議事項について（条例 第2条）
 - ・ 水道料金及び水道事業加入分担金について
 - ・ 簡易水道の統合について
 - ・ その他町長が必要と認める事項について
- (3) 組織（審議会委員）について（同条例 第3条及び第4条）
 - ・ 審議会委員 15 人以内で組織し、町議会議員、学識経験者及び水道の利用者のうちから町長が委嘱します。
 - ・ 任期は審議会で諮問された事項の審議が終了するまでとなります。

函南町水道事業審議会条例

昭和52年 6 月30日 条例第13号

函南町水道事業審議会条例

(設置)

第1条 水道事業の管理運営に関し、町長の諮問する事項を調査審議するため、函南町水道事業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ調査審議する。

- (1) 水道料金及び水道事業加入分担金について
- (2) 簡易水道の統合について
- (3) その他町長が必要と認める事項について

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもつて組織し、町議会議員、学識経験者及び水道の利用者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、その審議会に諮問された事項の審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は委員の互選による。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 審議会の事務は、上下水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月21日 条例第 3 号）

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 9 月17日 条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月14日 条例第 4 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

函南町水道事業審議会

令和 7 年度第 1 回資料

令和 7 年 8 月 6 日

函南町建設経済部上下水道課

目 次

1	上水道事業の概要について	P. 1
2	公営企業会計の仕組み	P. 8
3	料金改定方針案	P. 10
4	令和7年度 水道事業審議会スケジュール(案)	P. 11

参考資料

- 1 前回及び前々回の答申写し
- 2 近隣自治体の料金改定の状況について

1 上水道事業の概要

(1) 上水道事業の沿革

本町上水道事業は、昭和 35 年度に東海道本線丹那トンネル坑口の湧水を水源とし、町の中央を給水区域として発足しました。

その後、高度経済成長に伴う急速な人口増加に対応すべく、本町と三島市及び熱海市を含む水道用水供給事業（駿豆水道）を静岡県に要望し、昭和 50 年から県水の受水を開始しました。

平成 20 年度には、将来的な水道事業の基本方針を示すための「函南町水道ビジョン」を策定しました。平成 29 年度には、「函南町水道ビジョン」の見直しを行い、今後 20 年間の合理的かつ効果的な施設整備計画及び取り組むべき具体施策を明確化した「函南町上水道事業基本計画（函南町水道事業ビジョン）」を策定しました。令和元年度には、「函南町上水道事業経営戦略」を策定し、令和 6 年度には、この経営戦略について、策定から 5 年が経過し、労務費、資機材等の物価高騰等、上水道事業を取り巻く環境に変化が見られたため、今後も上水道事業が安定的に継続できるよう更新しました。

また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震における上下水道施設の甚大な被害及び復旧の長期化を受け、国からも上下水道一体で耐震化を推進するための計画「上下水道耐震化計画」を策定するよう要請があり、令和 7 年 2 月に、上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化を図ることを目標とした「函南町上下水道耐震化計画」を策定しました。

令和 7 年 1 月の埼玉県八潮市での道路陥没事故や、京都府京都市下京区や大阪府堺市で起きた漏水事故等を教訓に、水道施設及び管路の更新・耐震化を計画的に進めていく必要があります。

(2) 上水道の配水系統

本町の上水道は、図1-1のように、5箇所の自己水源（丹那第1・2水源、柿沢第1・2水源、肥田水源）と静岡県企業局の駿豆水道（静岡県から受水している水道水。以下 県水）からの受水をもとに、6系統の上水道（給水人口が5,001人以上の水道）が整備されています。

図1-2の上水道供給概要図のとおり、第1浄水場は丹那トンネルの湧水を取水し、主に平井・仁田・新田・肥田方面に配水しています。また、第2浄水場は新丹那トンネルの湧水を取水し、桑原・入谷・舟山・冷川方面、上沢・間宮・塚本方面に配水しています。間宮・塚本方面に関しては、第1浄水場と第2浄水場系との混合供給となっている区域もあります。

第3浄水場系統は、2本の深井戸を水源とし、かつ柿沢配水池からの県水の供給も併せて、平井・柏谷・柿沢台・畑毛方面などに配水しています。

肥田浄水場系統は深井戸を水源とし、肥田・日守方面へ配水しており、水需要のバランスに応じて、第1・2浄水場系統の配水を供給できる仕組みとなっています。

新林配水池系統は、受水した県水を大竹・新幹線方面、大竹配水池へ、また第1浄水場系統にて水需要が高まった際など、必要に応じて第1浄水場にも受水できる仕組みとなっています。

五本松・柿沢系統は、受水した県水から各配水池を経て、平井・白道坂・宝蔵台方面に配水しています。

パサディナ地区、上沢団地方面には、県水である新林配水池系と第2浄水場系との混合供給となっています。

図1-1 各浄水系の配水量割合及び水源の種類

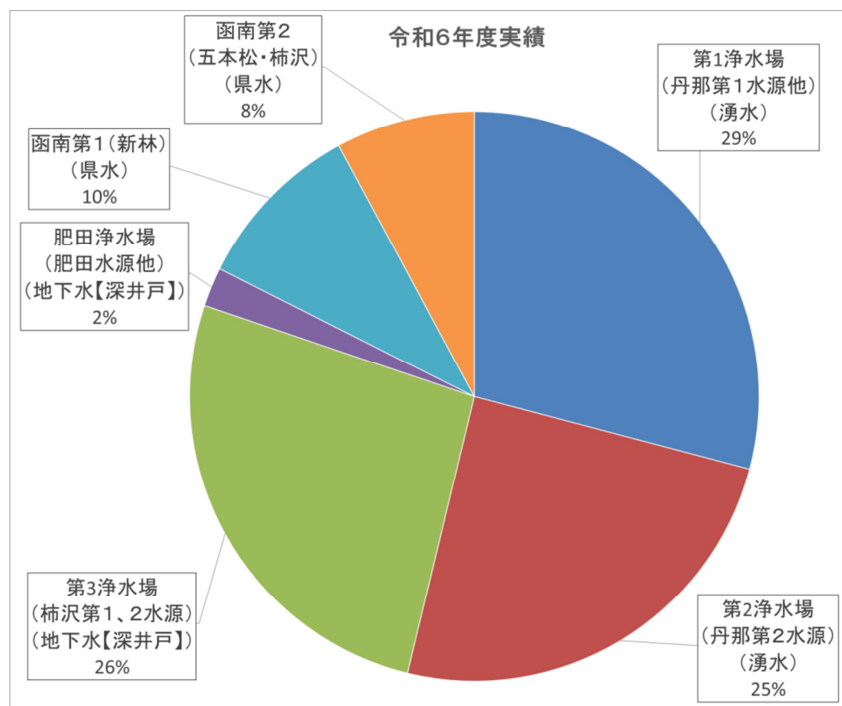
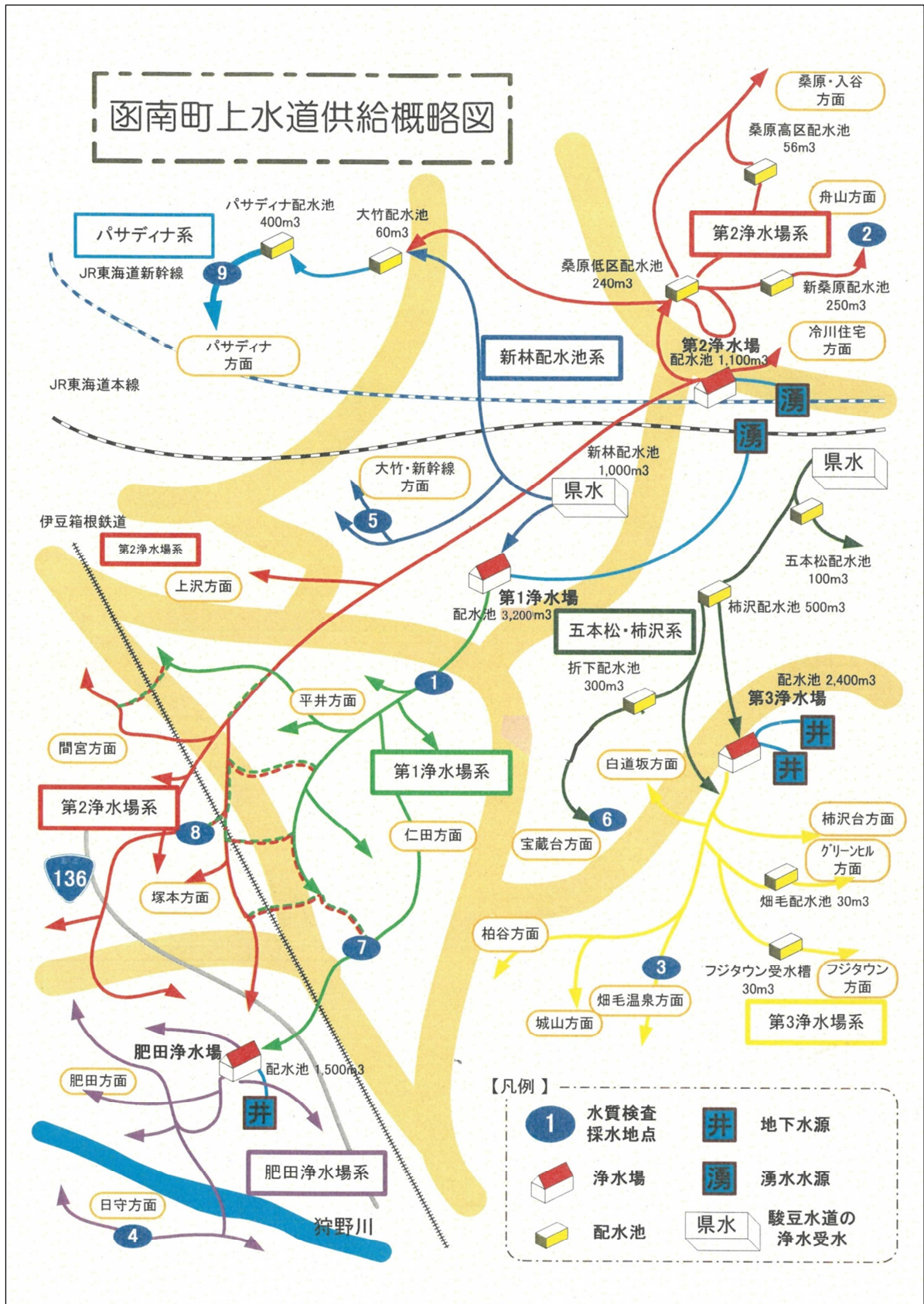


図 1 - 2 上水道供給概略図



(3) 水道施設の概要

ア 浄水施設

本町の上水道事業が保有する浄水施設は以下のとおりです。

名 称	水 源	浄水方法	開始年度	備考
第1浄水場	丹那第1水源(湧水)	マイクロストレーナ ※1	S38度、S46度	R5年度更新済み
第2浄水場	丹那第2水源(湧水)	急速ろ過 ※2	S53度	
第3浄水場	柿沢第1水源(深井戸)	塩素滅菌のみ	H元度、H7度	
	柿沢第2水源(深井戸)			
肥田浄水場	肥田水源(深井戸)	塩素滅菌のみ	H15度	

※1…目の細かい金属製の網籠のようなもので原水中の砂利などを濾す方法。

※2…ろ過池に敷詰められたろ過砂を使用し、原水中の細かな異物を濾す方法。

イ 配水施設(配水池)

本町の上水道事業が保有する配水施設(配水池)は以下のとおりです。

名 称	構 造	容量(m ³)	開始年度	備考
第1浄水場・第1配水池	PC造	2,000	S38度	R5年度更新済み
第1浄水場・第2配水池	RC造	1,200	S46度	
第2浄水場配水池	RC造	1,100	S53度	
第3浄水場・第1配水池	RC造	1,200	H元度、H7度	
第3浄水場・第2配水池	RC造	1,200		
肥田浄水場配水池	SUS製	1,500	H15度	
新林配水池	RC造	1,000	S58度	
五本松配水池	RC造	100	S49度	
五本松受水槽	RC造	30	S59度	
柿沢配水池	RC造	500	S51度	
畑毛配水池	RC造	30	S61度	
グリーンヒル配水池	SUS製	160	H17度	
折下配水池	RC造	300	S58度	
桑原低区配水池	RC造	240	S57度	
桑原高区配水池	RC造	56	S57度	
新桑原配水池	RC造	250	H3度	
冷川(FRP)配水池	RC造	20	S54度	
大竹配水池	RC造	60	S51度	
フジタウン第1～3受水槽	RC造	各30	S47度	
フジタウン第4受水槽(FRP)	RC造	10	S47度	
パサディナ配水池	RC造	330	S50度	

ウ 水道管路（導水管、送水管、配水管）

水道管路は導水管（水源から浄水場まで原水を送る管路）、送水管（浄水場から各配水池へ水を送る管路）、配水管（配水池から各家庭や事業所へ水を供給する管路）で構成されています。

また、配水管のうち管径 200 mm 以上を「配水本管」と、200 mm 未満を「配水支管」と分けて、導水管・送水管・配水本管を「基幹管路」と定めています。

本町の上水道事業が保有する水道管路は以下のとおりです。

名 称	管路延長
導水管	1,619m
送水管	8,012m
配水管	199,323m
（うち配水本管）	（31,282m）
（うち配水支管）	（168,041m）
合 計	208,954m

また、本町の上水道事業の耐震化率（基幹管路と総延長）は以下のとおりです。

基幹管路延長 （導水管・送水管・配水本管）				
耐震管（導水管・送水管・配水本管）の合計（m）	導水管・送水管・配水本管の総延長に対する耐震管の割合（％）	法定耐用年数を超えた管（導水管・送水管・配水本管）の合計（m）	導水管・送水管・配水本管の総延長に対する法定耐用年数を超えた管の割合（％）	導水管・送水管・配水本管の総延長（m）
5,497	13.4	19,514	47.7	40,913

総管路延長 （導水管・送水管・配水本管・配水支管）				
耐震管（導水管・送水管・配水管）の合計（m）	導水管・送水管・配水管の総延長に対する耐震管の割合（％）	法定耐用年数を超えた管（導水管・送水管・配水管）の合計（m）	導水管・送水管・配水管の総延長に対する法定耐用年数を超えた管の割合（％）	導水管・送水管・配水管の総延長（m）
32,294	15.5	82,746	39.6	208,954

(4) 給水人口及び配水量の推移

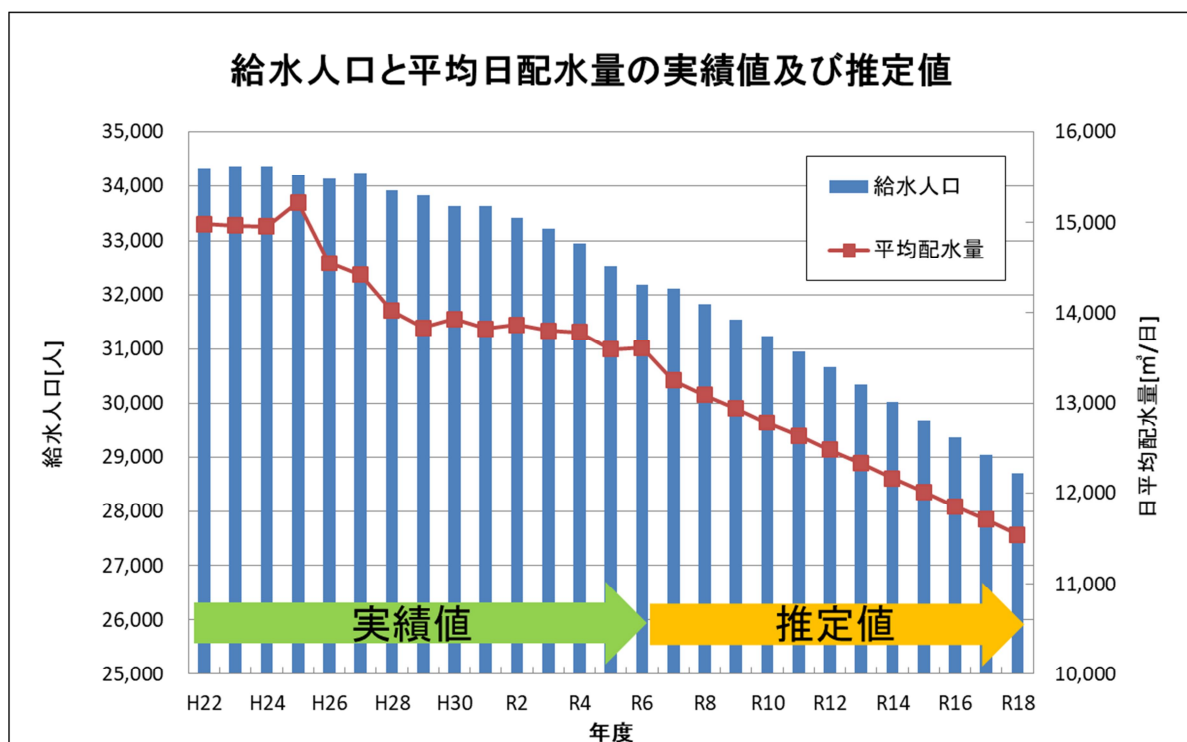
給水人口及び配水量の実績と推定値は、表 2 及び図 2 のとおりとなります。

令和 6 年度に 32,178 人であった給水人口が、令和 18 年度には約 3,500 人減少し、28,699 人となる見通しです。

表 2 給水人口及び平均配水量

項目 年度	実績値		項目 年度	推定値	
	給水人口 (人)	平均配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)		給水人口 (人)	平均配水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)
H22	34,327	14,978	R7	32,110	13,252
H23	34,356	14,967	R8	31,820	13,087
H24	34,352	14,955	R9	31,530	12,941
H25	34,206	15,219	R10	31,240	12,779
H26	34,130	14,552	R11	30,948	12,635
H27	34,228	14,417	R12	30,657	12,478
H28	33,905	14,019	R13	30,334	12,327
H29	33,819	13,832	R14	30,011	12,162
H30	33,622	13,932	R15	29,686	12,013
R1	33,622	13,821	R16	29,362	11,851
R2	33,408	13,866	R17	29,037	11,705
R3	33,214	13,800	R18	28,699	11,542
R4	32,952	13,787			
R5	32,523	13,590			
R6	32,178	13,609			

図 2 給水人口及び平均配水量



(5) 課題

本町の上水道事業が抱える課題として、施設と管路の老朽化が挙げられます。施設は、供用開始から 50 年以上経過したものも多く、老朽化が進んでおり、管路は、耐震管の割合が 15.5%、耐用年数を越えた管の割合が 39.6%となっており、施設と管路の両方の更新を計画的に進めていく必要があります。

一方で、給水人口減少に伴い給水収益が減少していくことが想定されている中、課題を解決するためには、水道料金を見直す必要があると考えております。

(6) 函南町の水道料金

本町の水道料金は、家庭用、営業用等の用途別に料金を設定しており、水道メーターの口径別による料金の設定はしていません。2 ヶ月ごとに検針した使用水量をもとに料金の計算を行います。一定の使用水量までは定額の基本料金となり、それを超えて使用した際には、使用水量に応じた超過料金が発生する二部料金制を採用しています。

直近では、平成 26 年度の水道事業審議会にて水道料金について審議され、一定の内部留保資金を確保しながら、安心安全な水の供給を確保するためには、概ね 30%の料金の値上げが必要と判断されましたが、実質的な個人所得が伸び悩んでいる中、15%程度の値上げに留め、概ね 3～5 年後を目途に検証する旨の答申を受け、平成 28 年度から現行の料金体系に移行しました。

また、令和 2 年度の水道事業審議会では、改めて事業運営の検証及び水道料金について審議されましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で町民や事業者の経済状況の悪化が見込まれる状況であり、改定時期及びその方法については、今後の経営状況を鑑み、柔軟に対応する必要はあるものの現時点においては、料金改定を行うべきではないという答申を受けました。

以下に、本町上下水道事業の、現行の料金表を示します。

○上水道使用料（函南町水道使用条例）

種別	用途	基本料金		超過料金（1 ㎡につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20 ㎡	1,900 円（2,090 円）	20 ㎡を超え 40 ㎡まで	115 円（126.5 円）
				40 ㎡を超え 60 ㎡まで	125 円（137.5 円）
				60 ㎡を超えるもの	135 円（148.5 円）
	営業用	50 ㎡	6,600 円（7,260 円）	50 ㎡を超え 100 ㎡まで	150 円（165 円）
				100 ㎡を超えるもの	160 円（176 円）
	官庁学校用	100 ㎡	8,250 円（9,075 円）	100 ㎡を超えるもの	115 円（126.5 円）
特別給水	工事一時用	50 ㎡	7,350 円（8,085 円）	50 ㎡を超えるもの	170 円（187 円）

（注） 基本料金は、2 箇月を基準とする。金額は税抜き価格。（ ）内は税込価格

2 公営企業会計の仕組み

(1) 地方公営企業の適用と必要性について

地方公営企業

地方公営企業 = 地方公共団体が経営する企業の総称

◇経営状況のよりの確な把握が可能

- ・固定資産台帳の整備
- ・複式簿記の導入の必須
- ・財務諸表の作成

※自らの経営成績や財政状態等の経営状況を正確に把握することができる。

◇経営健全化

- ・類似の公営企業や民間企業との比較ができる。
- ・経営基盤の強化
- ・財政マネジメントの向上

◇住民サービスの向上

- ・住民ニーズへの迅速な対応が期待できる。
- ・サービスの向上が期待できる。

(2) 地方公営企業法の財務について

地方公営企業は、企業としての経済性を発揮すること、本来の目的である公共福祉増進のため、一般会計と異なる民間企業会計に近い公営企業会計制度を適用します。

◇発生主義・複式簿記の採用

●会計処理

公営企業会計（発生主義・複式簿記）

※経済活動の発生に基づいて経理を行います。※官公庁会計（現金主義・単式簿記）

※会計処理期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで。

◇経営成績を明らかにする

●損益取引と資本取引の明確な区分

損益取引…管理運営に係る取引（3条予算）

資本取引…建設改良等に係る取引（4条予算）

※経理を区分することで、当該事業年度の経営成績を正確に把握します。

(3) 企業会計予算の仕組みについて（3条予算・4条予算）

★官庁会計では、収入を歳入、支出を歳出とし、それぞれの合算を差引した上で繰越金を計算しますが、公営企業会計では、**収益的収支（3条予算）**と**資本的収支（4条予算）**を区分することになります。

	予 算 科 目
収益的収支（3条予算） 収益的収支とは、1年間の営業活動によって生じる収入と支出のことです。 水道事業で言えば、扱う商品は「水道水」ということになるので、収益的収入には水道料金など給水事業の運営に伴って生じる収入が、収益的支出には、浄水場の運転経費や配水管の修理費、水道料金の算定に要する事務費などが計上されています。	【収入】 営業収益 給水収益、受託給水工事収益 営業外収益 水道加入分担金、長期前受金戻入 特別利益 【支出】 営業費用 維持管理費(施設修繕や漏水修理) 総係費(事業活動費や人件費等) 減価償却費(※) 営業外費用 企業債の支払利息、特別損失
資本的収支（4条予算） 資本的収支とは、施設の整備や拡充などに関係する収入と支出のことです。 長期間にわたって商品となる「水道水」を作り出すための配水管や浄水場等の整備に要する経費で、毎事業年度の給水収益に役立っているものと言えます。	【収入】 企業債・補助金等 工事分担金(受託工事) 【支出】 建設改良費 企業債の元本償還金

3 料金改定方針案

今後の経営シミュレーションにおける収益的収支のバランスを見ると単年度欠損金が続く見込みとなっており、今後も健全経営を持続するためには料金改定を検討する必要があると考えます。そのため、適切な時期に料金改定を行い、財政収支の均衡を図る計画を検討します。

財政収支の均衡を図るための財政健全化目標及び料金改定方針案を以下に示します。

「料金改定方針案」

- ◇料金算定期間は、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性などの要素を考慮し、3～5年を基準に設定する。
- ◇計画期間内は、継続して収益的収支の利益を確保する。
- ◇内部留保資金は、当該年度給水収益の50%とする。
- ◇料金算定期間の料金回収率は、財政健全化を考慮して、常時100%以上を保つ。

- ※「料金算定期間」とは、料金算定の基礎となる将来の原価や収支の状況を集計する期間であり、期間ごとの適切な時期に見直しを行うことを意味します。
- ※「収益的収支」とは、日々の事業を運営するための取引のことで、収入には水道料金などが、支出には人件費や動力費（水を送るためのポンプや水道施設を運転するのに必要な電気代や燃料費）などの維持管理費となります。
- ※「内部留保資金」とは、前年度までに生じた収益的収支の余り（利益）や、減価償却費などの実際に現金の支出がない費用計上によって生じた資金を意味します。この資金は将来の水道施設の整備や改修、災害発生時の復旧工事費等に必要な資金として積み立てられます。
- ※「料金回収率」とは、有収水量に対する水道料金収入の割合を示し、具体的には、料金徴収の対象となった水量（有収水量）に対して、実際に回収した水道料金がどれだけの割合を占めているかを計算します。この指標は、給水費用が水道料金収入で賄えているかを判断するためのものとなります。

4 令和7年度 水道事業審議会スケジュール(案)

令和7年8月6日(水)

第1回審議会 委嘱状、諮問書の交付、審議

令和7年9月下旬～10月上旬

第2回審議会 各詳細資料提示、審議

令和7年12月中旬～下旬

第3回審議会 各詳細資料提示、審議

令和8年1月下旬～2月上旬

第4回審議会 答申(案)ヒアリング等、審議

令和8年3月中旬

第5回審議会 答申書の決定

投資、財政計画【現行料金(料金改定しなかった場合)】

種 目	年 度												単位:千円								
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
収 入	給水収益	473,735	483,470	483,885	478,548	479,048	476,066	469,666	460,309	462,489	454,433	450,572	447,935	442,851	439,036	435,266	432,314	426,999	422,866	418,778	414,730
	受託工事収益	3,334	479	3,278	596	1,180	1,847	265	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	
	長期前受金戻入	54,849	55,443	56,737	55,555	55,348	56,827	55,438	55,505	55,231	54,242	52,966	51,997	51,084	49,856	48,458	45,558	42,625	39,296	38,328	
	その他	41,369	37,447	41,091	39,632	55,356	21,795	21,444	15,612	13,842	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	
	小計(A)	573,287	576,839	584,991	574,331	590,932	556,535	546,813	534,212	532,681	525,434	520,297	516,691	510,694	505,651	500,483	494,631	486,383	478,921	473,865	468,279
支 出	人件費	49,921	51,071	54,315	53,385	52,863	46,459	41,247	48,351	51,194	53,680	54,240	54,800	55,360	56,000	56,640	57,280	57,920	58,560	59,200	60,310
	管理・事務費	20,393	26,942	27,093	29,422	28,018	28,502	13,496	6,150	6,250	6,340	6,440	6,440	6,530	6,630	6,730	6,830	6,930	7,040	7,250	
	委託費	63,708	62,200	53,484	59,665	77,178	94,338	88,025	77,272	107,859	109,477	111,119	112,786	114,478	116,195	117,938	119,707	123,325	125,175	127,052	
	委託費	95,676	95,053	94,954	94,953	95,617	95,853	95,446	103,850	103,131	94,382	94,194	94,271	93,845	93,681	93,503	93,571	93,144	92,975	92,791	
	その他	1,134	1,034	1,125	1,213	1,240	1,105	1,305	1,823	1,933	1,962	1,991	2,021	2,052	2,082	2,114	2,145	2,178	2,210	2,243	
支 出	動力費	19,520	21,696	24,219	24,485	21,827	24,741	32,142	27,699	32,218	32,701	33,192	33,690	34,195	34,708	35,229	35,757	36,293	37,390	37,951	
	修繕費	25,193	21,961	25,424	31,488	21,401	25,984	26,252	27,599	37,516	38,079	38,650	39,230	39,818	40,415	41,022	41,637	42,261	42,895	43,539	
	減価償却費	140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	220,056	225,751	231,705	237,940	243,570	248,143	254,663	257,109	260,228	
	資産減耗費	2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	
	受託工事費	3,036	414	3,165	545	1,146	1,738	252	1,522	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	
支 出	支払利息	13,545	11,386	9,477	7,854	6,584	6,040	5,798	7,235	16,413	23,603	27,893	32,105	36,299	40,443	44,371	48,328	52,305	56,284	60,243	
	その他	199	840	197	294	32,763	196	120	156	857	261	265	269	273	277	281	285	290	294	298	
	小計(B)	435,855	440,161	443,835	460,221	498,279	486,936	484,152	485,277	566,624	584,485	596,441	609,864	623,056	636,872	649,899	662,184	675,987	686,031	706,383	
	利益(A) - (B)	137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	-76,144	-93,173	-112,362	-131,221	-149,416	-167,553	-189,604	-207,110	-222,883	
	企業債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工事負担金	3,162	2,487	2,186	1,646	955	144	0	1,111	0	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,300	
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	38,500	27,573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計(C)	41,662	30,060	2,186	1,646	135,655	106,244	185,300	740,711	409,200	247,200	250,900	254,700	258,500	262,400	266,300	270,300	274,300	278,500	282,700	
支 出	建設改良費	220,948	209,727	243,825	140,240	343,113	268,229	426,337	999,412	583,214	448,630	455,359	462,190	469,123	476,160	483,302	490,551	497,910	505,378	512,959	
	企業償還金	59,883	55,465	50,322	42,282	42,084	37,954	36,673	30,868	29,289	24,394	39,764	50,756	55,996	79,091	84,641	85,806	90,210	93,581	91,427	
	小計(D)	280,831	265,192	294,147	182,522	385,197	306,183	463,010	1,030,280	612,503	473,024	495,123	512,946	525,119	555,251	567,943	576,357	588,120	598,959	604,386	
	収支不足額(C) - (D)	-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-244,223	-258,246	-266,619	-292,851	-301,643	-306,057	-313,820	-320,459	-321,686	
	企業債残高	473,486	418,021	367,699	325,417	418,033	486,179	634,805	1,343,538	1,723,449	1,945,155	2,155,191	2,357,935	2,559,239	2,741,348	2,921,807	3,105,101	3,287,991	3,471,610	3,661,583	
給水収益に占める企業償還金(%)	給水収益に占める企業償還金(%)	100	86	76	68	87	102	135	292	373	428	478	526	578	624	671	718	770	821	874	
	給水原価 (円 / m3)	96	98	98	105	108	111	114	116	137	144.90	149.79	154.67	160.41	166.07	171.63	177.18	184.26	190.00	195.32	
	供給単価 (円 / m3)	120	123	124	124	125	124	124	124	124	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	124.44	
	料金回収率 (%)	125	126	126	118	116	111	110	107	91	85.88	83.08	80.46	77.58	74.93	72.50	70.23	67.54	65.49	63.71	
料 金 改 定 率 (%)	料 金 改 定 率 (%)																				
	前年度末留保資金	708,181	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	399,138	270,781	122,359	-63,050	-267,770	-486,908	-725,739	-982,270	
	資本的収支	-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-244,223	-258,246	-266,619	-292,851	-301,643	-313,820	-320,459	-321,686	-325,852	
	減価償却費	140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	220,056	225,751	231,705	237,940	243,570	248,143	254,663	257,109	260,228	
	資産減耗費	2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	
長期前受金戻入	長期前受金戻入	-54,849	-55,443	-56,737	-55,555	-55,348	-56,827	-55,438	-55,505	-55,231	-54,242	-53,966	-51,997	-51,084	-49,856	-48,458	-45,558	-42,625	-39,296	-36,790	
	消費税資本的収支調整額	17,763	15,327	17,763	12,389	30,897	24,007	38,447	90,487	52,639	40,685	41,296	41,908	42,538	43,178	43,827	44,486	45,155	45,825	46,514	
	当年度末留保資金	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	399,138	270,781	122,359	-63,050	-267,770	-486,908	-725,739	-982,270	-1,251,024	
	当年度末留保資金	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	399,138	270,781	122,359	-63,050	-267,770	-486,908	-725,739	-982,270	-1,251,024	
	当年度末留保資金	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	399,138	270,781	122,359	-63,050	-267,770	-486,908	-725,739	-982,270	-1,251,024	

投資、財政計画【料金改定(令和8年度 14.8%)】

種目	年度												料金改定率(%)								
	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9		R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
収入	給水収益	473,735	483,470	483,885	478,548	479,048	476,066	469,666	460,309	462,489	454,433	517,267	514,240	508,403	504,023	499,695	496,306	490,205	485,460	480,767	476,119
	受託工事収益	3,334	479	3,278	596	1,180	1,847	265	2,786	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	1,119	
	長期前受金戻入	54,849	55,443	56,737	55,555	55,348	56,827	55,438	55,505	55,231	54,242	52,966	51,997	51,084	49,856	48,458	45,558	42,625	39,296	38,328	
	その他	41,369	37,447	41,091	39,632	55,356	21,795	21,444	15,612	13,842	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	15,640	
	小計(A)	573,287	576,839	584,991	574,331	590,932	556,535	546,813	534,212	532,681	525,434	586,992	582,996	576,246	570,638	564,912	558,623	549,589	541,515	535,854	529,668
支出	人件費	49,921	51,071	54,315	53,385	52,863	46,459	41,247	48,351	51,194	53,680	54,240	54,800	55,360	56,000	56,640	57,280	57,920	58,560	59,200	
	管理・事務費	20,393	26,942	27,093	29,422	28,018	28,502	28,000	13,496	6,150	6,250	6,340	6,440	6,530	6,630	6,730	6,830	6,930	7,040	7,140	
	委託費	63,708	62,200	53,484	59,665	77,178	94,338	88,025	77,272	107,859	109,477	111,119	112,786	114,478	116,195	117,938	119,707	121,502	123,325	125,175	
	委託費	95,676	95,053	94,954	94,953	95,617	95,853	95,446	103,850	103,131	94,382	94,194	94,271	93,845	93,681	93,503	93,571	93,144	92,975	92,791	
	薬品費	1,134	1,034	1,125	1,213	1,240	1,105	1,305	1,823	1,933	1,962	1,991	2,021	2,052	2,082	2,114	2,145	2,178	2,210	2,243	
支出	動力費	19,520	21,696	24,219	24,485	21,827	24,741	32,142	27,690	32,218	32,701	33,192	33,690	34,195	34,708	35,229	35,757	36,293	36,838	37,390	
	修繕費	25,193	21,961	25,424	31,488	21,401	25,984	26,252	27,599	37,516	38,079	38,650	39,230	39,818	40,415	41,022	41,637	42,261	42,895	43,539	
	減価償却費	140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	220,056	225,751	231,705	237,940	243,570	248,143	254,663	257,109	260,228	
	資産減耗費	2,538	4,910	2,326	3,850	4,270	1,045	1,265	7,398	4,593	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	7,400	
	受託工事費	3,036	414	3,165	545	1,738	252	1,522	1,522	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	
支出	支払利息	13,545	11,386	9,477	7,854	6,584	6,040	5,798	7,235	16,413	23,603	27,893	28,222	32,415	36,560	40,488	44,444	48,421	52,523	56,608	
	その他	199	840	197	294	32,763	196	120	156	857	261	265	269	273	277	281	285	290	294	298	
	小計(B)	435,855	440,161	443,835	460,221	498,279	486,936	484,152	485,277	566,624	584,485	596,441	605,981	619,172	632,989	646,016	658,300	672,103	682,270	693,113	
	利益(A)-(B)	137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	-9,449	-22,985	-42,926	-62,351	-81,104	-99,677	-122,514	-140,755	-157,259	
	企業価値	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
資本的収入	国庫補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	工事負担金	3,162	2,487	2,186	1,646	955	144	0	1,111	0	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	
	他会計出資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	38,500	27,573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計(C)	41,662	30,060	2,186	1,646	135,655	106,244	185,300	740,711	409,200	247,200	46,500	254,700	258,500	262,400	266,300	270,300	274,300	278,500	282,700	
支出	建設改良費	220,948	209,727	243,825	140,240	343,113	268,229	426,337	999,412	583,214	448,630	455,359	462,190	469,123	476,160	483,302	490,551	497,910	505,378	512,959	
	企業価値還金	59,883	55,465	50,322	42,282	42,084	37,954	36,673	30,868	29,289	24,394	39,764	50,756	55,996	79,091	84,641	85,806	83,746	86,995	84,716	
	小計(D)	280,831	265,192	294,147	182,522	385,197	306,183	463,010	1,030,280	612,503	473,024	495,123	512,946	525,119	555,251	567,943	576,357	581,656	592,373	605,913	
	収支不足額(C)-(D)	-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-448,623	-258,246	-266,619	-292,851	-301,643	-306,057	-307,356	-313,873	-314,975	
	企業価値減	473,486	418,021	367,699	325,417	418,033	486,179	634,805	1,343,538	1,723,449	1,945,155	1,950,791	2,153,535	2,354,839	2,536,948	2,717,407	2,900,701	3,090,055	3,280,260	3,476,944	
給水収益に占める企業価値減(%)	給水原価(円/m3)	100	86	76	68	87	102	135	292	373	428	377	419	463	503	544	584	630	676	723	
	給水原価(円/m3)	96	98	98	105	108	111	114	116	137	144,90	149,79	153,60	159,32	164,97	170,52	176,06	183,13	188,89	194,24	
	供給単価(円/m3)	120	123	124	124	125	124	124	124	124	124,44	142,86	142,86	142,86	142,86	142,86	142,86	142,86	142,86	142,86	
	料金回収率(%)	125	126	126	118	116	111	110	107	91	85,88	95,37	93,01	89,67	86,60	83,78	81,14	78,01	75,63	73,55	
	料金改定率(%)										14.8%UP										
前年度末留保資金	資本的収支	708,181	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	261,433	203,264	124,278	7,739	-128,669	-279,931	-445,208	-628,798	
	資本的収支	-239,169	-235,132	-291,961	-180,876	-249,542	-199,939	-277,710	-289,569	-203,303	-225,824	-448,623	-258,246	-266,619	-292,851	-301,643	-306,057	-307,356	-313,873	-314,975	
	減価償却費	137,432	136,678	141,156	114,110	92,653	69,599	62,661	48,935	-33,943	-59,051	-9,449	-22,985	-42,926	-62,351	-81,104	-99,677	-122,514	-140,755	-157,259	
	資産減耗費	140,992	142,654	148,056	153,067	155,372	160,935	164,300	168,885	203,659	215,589	220,056	225,751	231,705	237,940	243,570	248,143	254,663	257,109	260,228	
	長期前受金戻入	54,849	55,443	56,737	55,555	55,348	56,827	55,438	55,505	55,231	52,966	51,997	51,084	49,856	48,458	45,558	42,625	39,296	38,328	36,790	
消費税資本的収支調整額	消費税資本的収支調整額	17,763	15,327	17,763	12,389	30,897	24,007	38,447	90,487	52,639	40,685	41,296	41,908	42,538	43,178	43,827	44,486	45,155	45,825	46,514	
	当年度末留保資金	712,888	721,882	682,485	729,470	707,772	706,592	640,117	610,748	579,162	503,719	261,433	203,264	124,278	7,739	-128,669	-279,931	-445,208	-628,798	-825,217	



令和3年1月27日

函南町長 仁科 喜世志 様

函南町水道事業審議会
会 長 八木戸 重



函南町水道事業運営の検証及び水道料金について（答申）

令和2年8月28日付け函上第297号で諮問のありました標記のことにつきまして、下記のとおり意見が集約されましたので答申します。なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

記

1. 函南町水道事業運営の検証及び水道料金について

水道料金は据え置きとする。

2. 今後の水道事業経営についての附帯意見

- (1) 水道需要の減少が見込まれる中、絶えることなく安定的な水の供給が継続できるようコスト縮減を図るなど経営努力をすること。
- (2) 老朽化が進んでいる水道施設の更新及び耐震化について、計画的かつ継続的に更新していくよう努力すること。

3. 審議の概要と答申の理由

今回の審議会については、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く大変厳しい社会情勢の中であったが、3回の審議会を開催し、経営・投資シミュレーションをおこなった結果、現行の水道料金体系において、不測の事態を想定したうえでも、概ね令和5年度までは一定の内部留保資金を確保しながら、安定的な水の供給ができる経営状況であることが確認できた。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で町民や事業者の経済状況の悪化が見込まれる状況であり、改定時期及びその方法については、今後の経営状況を

鑑み、柔軟に対応する必要があるものの現時点においての料金改定は行うべきではないという結論に至りました。

しかしながら、今後の人口減少に伴う給水量の減少や老朽化する管路や施設等の整備を踏まえると、料金改定は必要となることが想定されるため、令和5年度を目途に水道事業審議会を開催することを要望する。



平成 27 年 2 月 13 日

函南町長 森 延 彦 様

函南町水道事業審議会

会 長 長 澤



水道事業の経営状況について（答申）

平成 25 年 8 月 12 日付けをもって当審議会が諮問を受けた水道事業の経営状況について、別紙のとおり答申する。

1 水道事業経営（水道料金改定）について

水道事業は、社会経済状況の変化などによる水需要の減少に伴い厳しい経営状況になりつつある。また、大規模災害に備えた水道施設の耐震化を継続的に推進することが近々の課題となっており、将来においても継続して安定的な水の供給ができる経営基盤の確立を図ることが重要である。

函南町水道事業においても、人口減少や社会経済状況の変化など、水需要の減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営は厳しくなりつつある。このような中、施設の耐震化や更新を計画的に実施しなければならない状況であり、本審議会として料金改定をせざるを得ない状況と判断した。

なお、過去5ヶ年の経営状況から、将来の水需要予測と施設の更新計画に基づく経営財政シミュレーションを行った結果、平成33年度には赤字に転落する見込みとなった。

本審議会では、不測の事態を想定し、一定の内部留保資金を確保しながら、安心安全な水の供給を確保するためには、概ね30%の水道料金の値上げが必要との判断をした。

しかし、実質的な個人所得が伸び悩んでいる中、30%の値上げは、利用者への負担が大きくなることから、今回15%程度の値上げに留め、概ね3～5年後を目途に経営状況を検証した上で、料金改定の必要性を判断することが妥当と判断した。

2 新水道料金（案）について

函南町の水道料金は、用途別料金体系を採用しており、用途別に基本料金と従量料金が設定されている。料金改定にあたり、基本料金と従量料金をどのように改定するか審議した結果、新水道料金（案）は、使用水量による負担の公平性を考慮しつつ、低所得者に配慮した料金体系とし、少量使用者の負担軽減を考慮し、従量料金に値上げの比重を大きくした案とした。

値上げ率は、基本料金を10%、従量料金を20%とし、平均改定率は、15.2%を見込み、料金改定時期は、平成28年度からを予定するものとする。

新水道料金（案）をP.3に提示する。

3 今後の水道経営についての付帯意見

今回の審議会は、前回開催の審議会から 18 年が経過し、料金改定からは 20 年以上が経過している。

今回の料金改定案は、利用者への負担を考慮し、引き上げ率を圧縮しているため、概ね 3～5 年後の検証を要望しており、今後の安定した事業経営を図るためには、水需要予測や施設の更新計画等を検証し、中長期的な経営の見通しをたて、健全経営を維持していく必要がある。

このため、以下の事項を付帯意見として追記する。

- ①人口減少や水需要の減少が見込まれるなか、健全経営を維持していくためコスト縮減を図ること。
- ②経営の健全性を検証するため、定期的に水道事業審議会を開催すること。
- ③利用者に、定期的に水道事業の概要や水道経営の状況について理解を頂くため、広報等により周知を図ること。

新水道料金（案）

（基本料金は2ヶ月分，税別）

種別	用途	基本料金		超過料金（1m ³ につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20m ³	1,900円	20m ³ を超え40m ³ まで	115円
				40m ³ を超え60m ³ まで	125円
				60m ³ を超えるもの	135円
	営業用	50m ³	6,600円	50m ³ を超え100m ³ まで	150円
				100m ³ を超えるもの	160円
	官庁学校用	100m ³	8,250円	100m ³ を超えるもの	115円
特別給水	工事一時用	50m ³	7,350円	50m ³ を超えるもの	170円

〔参考〕現行料金

（基本料金は2ヶ月分，税別）

種別	用途	基本料金		超過料金（1m ³ につき）	
		水量	金額	段階別水量	金額
専用栓	家庭用	20m ³	1,760円	20m ³ を超え40m ³ まで	95円
				40m ³ を超え60m ³ まで	105円
				60m ³ を超えるもの	115円
	営業用	50m ³	6,000円	50m ³ を超え100m ³ まで	125円
				100m ³ を超えるもの	135円
	官庁学校用	100m ³	7,500円	100m ³ を超えるもの	95円
特別給水	工事一時用	50m ³	6,700円	50m ³ を超えるもの	145円

近隣自治体の料金改定の状況について

(税込)

	改定前	改定後	改定率	時期	備考
松崎町	5,264円	11,844円	125.0%	R22	令和7年度から20年間で段階的に改定し、改定前と比較し225%値上げ予定 (各改定率 R7:44%、R12:33%、R17:9%、R22:8%)
河津町	5,280円	7,040円	33.3%	R4.4月	改定率:25～36%
熱海市	5,230円	6,276円	20.0%	R8	令和6年度から3年間で段階的に改定し、改定前と比較し120%値上げ予定 (各改定率 R6:10%、R7:5%、R8:4%)
沼津市	3,220円	4,375円	35.9%	R7.1月	令和6年度内に2段階で改定し、平均改定率35.9% (改定時期 R6.7月、R7.1月)
小山町	2,794円	8,549円	206.0%	R34	令和34年度までの財政シミュレーションにて改定した場合、改定前と比較し約306%値上げ (R9:30%、R14・19・24:25%、R29:15%、R34:5%)
富士市	3,718円	4,444円	19.5%	R5.10月	平均改定率:13.01%
御前崎市	4,840円	7,047円	45.6%	R11	令和5年度を含めて3段階で改定し、令和11年度には改定前と比較し145.6%値上げ予定 (改定時期 R5、R8、R11)
川根本町	4,884円	5,633円	15.3%	R3.4月	次回改定:令和8年1月見込み
島田市	5,390円	5,826円	8.1%	R9	平均改定率:8.1% 料金算定期間を4年間とし、次回改定検討を令和9年度とする
森町	5,324円	6,495円	20.0%	R8	平均改定率:20% 料金算定期間を3年間とし、令和8年度までに改定の有無を検討
湖西市	5,500円	6,378円	16.0%	R7.4月	平均改定率:10%
浜松市	4,312円	5,009円	16.2%	R7.10月	平均改定率:17.9%
函南町	4,620円				

※ 上表は、4人家族が2カ月40m³(口径13mm)を使用した場合を想定した料金となります。

※ 口径別や従量料金等により、上記算出方法と備考欄の改定率とで差異があります。

※ 上表の今後の改定については、必ず改定されるものではありません。

令和5年7月6日

各 { 都道府県水道行政担当部（局）長
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
（公印省略）

水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進に
ついて

今般、令和3年度水道統計（公益社団法人日本水道協会）の管路更新に係る数値が算出され、導・送水管及び配水管の更新延長は4,723km（更新率0.64%）となった。近年、管路更新延長は減少（更新率は低下）傾向にあり、令和2年度から令和3年度にかけても同様に減少（低下）した（令和2年度の管路更新延長4,811km（更新率0.65%））。

水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）による改正後の水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び水道法施行規則の一部を改正する省令（令和元年度厚生労働省令第57号）による改正後の水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）においては、水道施設の計画的な更新（法第22条の4）や、水道料金の3年から5年ごとの見直し（規則第12条）について規定されたところである。

については、水道施設の計画的な更新等に関する水道法の規定について改めて周知するとともに、さらなる水道の基盤強化に向け、今後の厚生労働省における取組等について通知する。

各都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等へ周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である旨申し添える。

記

第1 水道施設の更新・耐震化について

（1）水道施設の更新・耐震化の状況

管路の経年化率は年々上昇しており、令和3年度の全国平均で22.1%となっているが、一方で管路の更新率は0.64%に留まっている状況にあり、低下傾向が続いている。また、基幹管路の耐震適合率については、令和3年度において41.2%（厚生労働省「水道事業に

おける耐震化の状況（令和3年度）」（令和5年3月6日）と、依然として低い水準に留まっている。

以上の状況に鑑み、各水道事業者等におかれては、経過年数のみならず、管種や布設状況等から更新時期を多面的に判断し、計画的な更新に努められたい。

また、基幹施設の耐震化率については、浄水施設が39.2%、配水池が62.3%であった（同上）が、依然として十分に耐震化が進んでいるとは言えない状況である。

水道における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の趣旨を踏まえ、水道施設の強靱化に関する目標達成に向けた取組を鋭意推進していただくようお願いする。

（2）水道施設の計画的な更新及び収支の見通しについて

厚生労働省では、従前より、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」等により、アセットマネジメントの実施をお願いしてきた。また、アセットマネジメントへの取組状況について、水道事業の運営に関する調査や、立入検査の調査項目にも含め、その実施状況を確認しているところである。

今後の立入検査では、アセットマネジメントの取組状況について引き続き確認するとともに、水道施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し（規則第17条の4）となっているかといった、水道施設の計画的な更新への取組状況等についても確認する予定である。また、水道事業等の変更に関する認可の申請の機会を捉えて、アセットマネジメントに関する取組状況について確認する予定である。

なお、更新需要の算出にあたっては、これまで当省がとりまとめた「水道事業の再構築に関する施設更新費用算定の手引き（平成23年12月）」を参考にすることがあったと考えられるが、本資料作成時に比べ物価や労務費が変動していることから、今後本資料を活用する場合には、物価の変動等の経済状況や現場条件等を考慮するよう注意されたい（別添「令和4年度全国水道関係担当者会議資料」（抜粋）も参考のこと）。

また、各都道府県におかれては、立入検査や認可等の事務を実施するにあたって、上記の点に留意し、アセットマネジメントの取組や見直しを行うよう、貴管下の水道事業者等へ助言・指導されたい。

第2 資産維持費を含む適正な水道料金の設定について

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要がある（法第14条第2項第1号）。同号に係る技術的細目（規則第12条）として、地方公共団体が水道事業を経営する場合、水道料金の設定の基礎には、資産維持費を含める必要があると規定されている。なお、資産維持費の定義は平成30年改正水道法において「水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額」と定められた。

各水道事業者におかれては、資産維持費や、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを

行うこととされていること（規則第12条第2号～第4号）等を含め、水道料金に関する水道法令等の規定について改めて確認されたい（資産維持費に関する詳細は、別紙1及び別紙2を参考のこと）。

厚生労働省では、従前より、水道料金の設定方法や、経営状況について、水道事業の運営に関する調査や、立入検査の調査項目にも含め、その実施状況を確認しているところである。今後の立入検査では、これらに加えて、長期的な収支の試算（規則第17条の4第1項）を行った場合にあっては、当該試算に基づいた料金設定となっているか等の確認を新たに実施することで、水道料金等に関する法令等の遵守状況についての確認を強化する予定である。

なお、令和5年度生活基盤施設耐震化等交付金（水道に関する事業に限る）要望書作成要領に示したとおり、今後一定の経過期間を設け、水道施設の規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通しがなされており（規則第17条の4）、これに基づいて設定された水道料金（規則第12条第2号）を踏まえた財政収支の見通しがなされているもの（アセットマネジメントの水準がいわゆる4D相当）であることを、交付金要望の要件とする予定であるので留意すること。

各都道府県におかれては、上記の点に留意し、貴管下の水道事業者等の経営状況を把握し、適正な水道料金の設定を行うよう、指導・監督されたい。

第3 その他の留意事項

- ・工事量の減少は、地域で水道施設に係る工事を請け負う作業員等の減少にもつながる。今後、施設更新需要が増大していくことを踏まえ、毎年、一定の工事量を確保していくことが重要である。
- ・人口が減少し、既存の施設規模は過大となっていくと考えられることから、都道府県が策定した水道広域化推進プランを考慮しつつ、事業統合や経営の一体化のほか、水道施設の規模及び配置の適正化について、引き続き検討すること。

以上

(参考)

○水道法（昭和 32 年法律第 177 号）（抄）

（供給規程）

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものであること。

（以下略）

（水道施設の計画的な更新等）

第二十二條の四 水道事業者は、長期的な観点から、給水区域における一般の水の需要に鑑み、水道施設の計画的な更新に努めなければならない。

2 水道事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、水道施設の更新に要する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

○水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）（抄）

（法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第十二条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、地方公共団体が水道事業を経営する場合に係る同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費その他営業費用の合算額

ロ 支払利息と資産維持費（水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。）との合算額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

(水道事業に係る収支の見通しの作成及び公表)

第十七条の四 水道事業者は、法第二十二条の四第二項の収支の見通しを作成するに当たり、三十年以上の期間（次項において「算定期間」という。）を定めて、その事業に係る長期的な収支を試算するものとする。

2 前項の試算は、算定期間における給水収益を適切に予測するとともに、水道施設の損傷、腐食その他の劣化の状況を適切に把握又は予測した上で水道施設の新設、増設又は改造（当該状況により必要となる水道施設の更新に係るものに限る。）の需要を算出するものとする。

3 前項の需要の算出に当たっては、水道施設の規模及び配置の適正化、費用の平準化並びに災害その他非常の場合における給水能力を考慮するものとする。

4 水道事業者は、第一項の試算に基づき、十年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、これを公表するよう努めなければならない。

5 水道事業者は、収支の見通しを作成したときは、おおむね三年から五年ごとに見直すよう努めなければならない。

別紙1 資産維持費について

① 決算書上の資産維持費

資産維持費は、水道料金として徴収した年度においては、損益計算書上「当年度純利益」に含まれ、貸借対照表上「利益剰余金」として内部留保されることになる。

② 資産維持費の認識に関する状況

現状、損益計算書の「当年度純利益」は、資産維持費として必要であるという説明が不十分なために、住民等の理解が得られず、不必要に高額な水道料金設定となっているという誤解が生じている場合があると考えられる。さらに、水道事業者自身が資産維持費の意味や必要額を十分に認識していない場合もあるのではないかと考えられる。

③ 減価償却費との関係性

減価償却費は現金支出を伴わない費用である。計上年度においては損益勘定留保資金となり、資本的収支（いわゆる「4条」）不足額の補填財源とされるため、資産維持費と混同されている場合があると考えられる。

しかし、減価償却費は初期投資を後年度に回収しているに過ぎない。企業債により初期投資を行った場合は、減価償却費として回収された資金が企業債償還に充当されることとなる。いずれにしても、減価償却によっては、企業内に資金が内部留保されることはない。

④ 企業債との関係性

昨今の物価高騰、施設の機能向上等により、今後は、同規模更新であっても、過去の投資額より多額の資金が必要になり、投資財源における企業債の割合を従来と同じにしたとしても、企業債の負担額が増大していく可能性が高い。

企業債が多額になると、企業としての財務安全性が低下する。また、人口が減少していく状況においては、償還時の一人当たり負担額が増大していくことが想定される。

したがって、自己財源による投資の割合を向上させることが重要であると考えられる。

⑤ 資産維持費の算定

資産維持費を含む水道料金の設定の基礎となる項目は、水道事業者が長期的な収支の試算を行った場合にあっては、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであり、その期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされている（規則第12条第2号及び第3号）。なお、公益社団法人日本水道協会「水道料金算定要領」には、資産維持費として、対象資産（将来的に維持すべきと判断される償却資産）に対して3%を標準として計上することとされているので、参考にさせていただきたい。

水道料金の設定・見直しに関する規定

平成30年水道法改正により、水道料金の設定・見直しに関する規定も改正された。

水道法施行規則第12条（供給規程）

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

二 第十七条の四第一項の試算を行った場合（水道施設の更新を含む長期的な収支の試算）にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

三 料金が、3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

ハ		(営業収益)－(給水収益)
イ	人件費 薬品費 動力費 修繕費 受水費 減価償却費 資産減耗費 その他	費用
	支払利息 ・ 資産維持費(水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額)	
ロ		利益 (内部留保)

水道料金を
設定する基礎

資産維持費：

日本水道協会の「水道料金算定要領」には、対象資産(※)に対して3%を標準として計上するとされている。

(※対象資産：将来的に維持すべきと判断される償却資産)

損益計算書の「当年度純利益」に計上